

# 公益社団法人日本経済研究センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本経済研究センター（英文名は Japan Center for Economic Research）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を大阪府中央区及び東京都中央区に置く。

3 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、内外の財政、金融、経済、産業、経営等の諸問題に関して調査、研究を行い、あわせて会員相互の研修を図り、もって日本経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 内外の財政、金融、経済、産業、経営等の諸問題に関する調査、研究

(2) 経済予測・分析・研修

(3) セミナー・討論会・研究会等の開催

(4) ライブラリー・情報サービス

(5) 第1号の諸問題に関する顕著な研究を行うものに対する研究奨励金の交付

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の(1)から(6)の各事業は本邦および海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

(1) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、第6条の規定により入会を承認された者（第2号及び第3号に掲げる会員を除く。）

- (2) アカデミー会員 文部科学省若しくは都道府県が認可した大学等の学校法人若しくは教育・研究機関、又は国若しくは地方公共団体若しくはその附属研究機関等で、この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、第6条の規定により入会を承認された者
  - (3) 特別会員 この法人の運営に寄与する内外の学識経験者又は公務員で、この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、第6条の規定により入会を承認された者
  - (4) 名誉会員 この法人に対して功績のあった者等のうち、会長の推せんにより総会で承認された者
- 2 前項の会員のうち普通会員、アカデミー会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。この定款において社員とは、普通会員、アカデミー会員及び特別会員を指す。

#### (会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の会員（名誉会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を会長に提出することによって申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、会長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会の拒否をしたときは、会長は、直ちに申込者にその旨を通知する。
  - 3 会長の推せんを受け、総会で名誉会員として承認された者があるときは、会長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の名誉会員として推戴する旨を通知する。

#### (経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。
- 2 既納の入会金及び会費は返還しない。

#### (任意退会)

- 第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 6 ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 当該会員について破産手続が開始されたとき。

## 第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。この定款において総会とは、前項の総会を指す。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 第 36 条に定める借入の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、代理人は、社員でなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を理事長とする。
  - 3 会長及び理事長以外の理事のうち2名以内の常務理事を置くことができる。
  - 4 第2項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。この定款において代表理事とは、会長及び理事長を指し、業務執行理事とは、常務理事を指す。

### (役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員（法人その他の団体にあつては、その役職員）の中から総会の決議によって選任する。但し、理事5名以内及び監事1名は、社員（法人その他の団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。
- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (役員要件)

- 第22条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イ乃至ニに掲げられた者をいう）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 各監事は、相互に親族その他特殊の関係（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イ乃至ニに掲げられた者をいう）があつてはならない。

### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(代表理事及び業務執行理事の報告)

第 32 条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印、または電子署名する。

## 第 7 章 研究奨励金交付審査会

(研究奨励金交付審査会)

第 34 条 この法人に、第 4 条第 1 項第 5 号に規定する研究奨励金の交付を受ける者の審査に当たるため、研究奨励金交付審査会を置く。

- 2 前項の審査会は、委員長 1 名、及び審査委員 6 名以上 10 名以内の学識経験者で構成する。
- 3 第 1 項の審査会の委員長及び審査委員の選定及び解任は、理事会が行う。
- 4 第 1 項の審査会の運営の細則は、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

### (基本財産)

第35条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 別紙財産目録中基本財産の部に掲上された財産
  - (2) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
  - (3) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

### (長期借入金)

第36条 この法人が借入をする場合には、当該借入を行った事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の承認を要する。

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）



- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 40 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

第46条 この法人に、事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は新井淳一、理事長は深尾光洋とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、令和4年6月16日より施行する。